

金融検査・監督の見直しについて

金融庁は、金融検査・監督のあり方について見直しを行う方針を明らかにしています。

見直しにあたり、「金融モニタリング有識者会議」が昨年8月から計6回開催され、新しい検査・監督の基本的な考え方や手法等について議論がなされています。有識者会議は、3月に「検査・監督改革の方向と課題」として報告者を公表しており、現在金融庁は、この報告者を尊重しつつ、具体的な検査・監督方法について検討を進めています。最終的には、金融検査マニュアルの刷新（実質的な廃止）などが想定されています。

今回の見直しは、日本経済に少なからぬ影響を与える金融庁の、発足以来の大改革と言えます。

CBCA NEWSでは、この報告書の内容に沿って、金融行政の見直しのポイントについて簡潔にまとめてみました。

1. 見直しの必要性

現在の検査・監督手法は、金融危機の時代の優先課題（金融行政への信頼回復、不良債権処理、利用者保護上の問題の解消）に対応するため、法令遵守状況の事後的なチェックや資産査定を中心としたものと言えます。これらの手法は金融危機の克服に寄与したと評されるでしょう。

しかし、不良債権処理等の問題が一通り収束した後においても、日本経済の停滞は長く続いています。人口減少や高齢化等が進行する中、金融システムの安定だけでなく、金融仲介機能や利用者利便の更なる向上に金融行政の重点を置くことが重要になってきました。

また、国内市場の縮小、世界的な低金利環境の持続など、金融機関を巡る経営環境は厳しさを増しており、不良債権処理等の問題は解決されても、適切なリスクテイクを通じて収益性が確保されなければ、将来にわたる持続的な健全性は確保されない可能性が高まっています。

このように、金融行政にとっての環境や優先課題が変わる中で、従前の手法では金融行政の目標は十分に達成できず、さらにはさまざまな副作用が生じるおそれも認識されています。

金融庁においても、こうした認識を持ち、個別資産査定については金融機関の判断を尊重し、事業を見た融資への転換を促進するなど、改善に取り組んでいます。しかしながら、取り組みは依然道半ばであり、現在は、危機後に確立した枠組みと、その後のさまざまな取り組みとが併存する状態にあるとし、今後、基本的な考え方を整理するとともに、新しい方向性に実効性を持たせるための課題に計画的・組織的に取り組んでいく必要があると、報告書は述べています。

2. 金融行政の目標

金融庁はその発足の当初、自らの任務を「金融システムの安定、利用者の保護、市場の公正性・透明性の確保」の3つであるとしていました。こうした3つの任務は極めて重要なものですが、それらは金融行政の究極的な目標のための手段に過ぎません。

金融行政の究極的な目標とは、「金融システムの安定と金融仲介機能の発揮の両立、利用者保護と利用者利便の両立、市場の公正性・透明性と活力の両立を実現し、それを通じて企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大に寄与すること」と位置付けられます。

金融行政の環境や優先課題が変化する中、検査・監督のあり方が金融行政の究極的な目標と整合的な姿となっているかどうか点検し、必要な見直しを続けるべきであると、報告書は述べています。

3. 今後の方向性

① ベスト・プラクティスの追求に向けた対話

金融行政の目標をより適切な形で実現しようとするれば、従来手法の、法令等の定める基準の遵守を強制力を伴う形で求める「最低基準の充足状況の確認」ととどまらず、金融機関が自らの置かれた状況に応じより高い水準を目指した努力を行うよう促す「ベスト・プラクティスの追求に向けた対話」が併せて必要になると、報告書は述べています。

つまり、必ずこれを守りなさいといった類の検査・監督だった従来手法から、ベストな経営・業務を行っていますかといった類の対話を金融機関と行政の間で密に行いなさいということです。

② 適切なリスクテイクを促すことによる持続的な健全性の確保

従来の健全性規制・監督は、金融機関の足元のバランスシートにおけるリスクと自己資本のバランスに着目し、リスクテイクの抑制に重点を置いていましたが、今後の日本経済を鑑みると、適切なリスクテイクを通じて収益性が確保されるのでなければ、将来にわたる持続的な健全性は確保されない可能性が高まっていると、報告書は述べています。

加えて、経済の持続的成長に資するような金融仲介機能の発揮や、国民の安定的な資産形成に資するような商品・サービス提供は、金融機関自身の持続可能なビジネスモデルの確立の基礎となるとも述べています。

つまり、もっと積極的に企業を支援・育成するつもりで融資等に取り組むことが、経済の成長を促し、ひいては金融機関の収益にも貢献するとして、これらを後押しするような金融行政を行いなさいということです。

③ 「形式・過去・部分」から「実質・未来・全体」への視野拡大

検査・監督の具体的な手法について、報告書では次の3点について視野を広げていくべきだと述べています。

- 「形式から実質へ」

規制の形式的な遵守のチェックより、実質的に良質な金融サービスの提供を重視

- 「過去から未来へ」

過去の一時点の健全性の確認より、将来に向けたビジネスモデルの持続可能性等を重視

- 「部分から全体へ」

特定の個別問題への対応に集中するより、真に重要な問題への対応ができているかを重視

これらは、前述①②に即した手法と言えます。全体として、営業店における遵守状況のチェックから、経営陣に対するヒアリングや営業店における具体的な取り組み状況の把握を中心とした検査・監督に転換が図られるとイメージされます。

一般社団法人全国経営診断士会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-2-17 NBD 三義ビル

TEL: 03-3812-8211 FAX: 03-3812-8213

mail@cbca.jp http://www.cbca.jp

お問い合わせ先